



## 2月のごあいさつ

平成 20 年 2 月 18 日

平成 20 年度から、上場企業に内部統制が義務付けられる。これは、米国においてエンロン事件等の巨額の粉飾決算をきっかけに平成 14 年 7 月 SOX 法（米国企業改革法）が制定され、PCAOB（米国企業会計監視委員会）が発足し、上場会社と監査法人に対し、内部統制とその監査が確立されたことと軌を一にする。

日本においては、西武鉄道事件をきっかけに、米国の動きを意識しながら、平成 16 年 12 月「金融審議会」に始まり、「金融庁企業会計審議会」が平成 17 年 1 月からの議論を経て、平成 19 年 2 月に公表された「財務報告に係る内部統制の評価と監査」によって、制度化されることになったものである。

その金融庁企業会計審議会で、監査実務、会計士協会の代表として、議論の中心メンバーになった監査法人トーマツの**手塚仙夫先生**の「**JSOX 法内部統制**」の講義が今月の 15 日、**沖縄事業再生研究会**の勉強会であった。

また、その翌日も琉球大学で開催された **NPO 法人沖縄知の風**の「金融人財育成講座」においても、同様の話を受講できた。

内部統制の評価と監査が制度化されるまでの経緯や制度の意義と目的、そしてその限界など血の通った生の話を聴くことが出来た。

トーマツにおける上場会社の監査のエキスパートとして、またこの 10 年余りは会計ビックバンによる会計、監査基準の大変革の中で、会計士協会の会計、監査等の委員会の責任者、常務理事を勤めて来られた実力を実感した。

とにかく、知識と実務経験が豊富で、何を尋ねても明確に回答していただける。勿論、解らない、知らないということは別にして。

本物の話は素晴らしく、めったに聴けるものではない。

